○農林水産省告示第二千四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県田方郡函南町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び函南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県菊川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び菊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十一月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県最上郡大蔵村大字清水字大釘峯五七〇六の六、鮭川村大字川口字米山二八八一、大字佐渡字東前山一九七〇

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県新庄市大字本合海字八幡九八四の七（次の図に示す部分に限る。）、九八四の二四から九八四の二六まで、一八八二の四七、一八八二の五五、大字升形字荒津沢一六四一の二、一六四一の三、一六四一の五、一六四一の六、一六四一の八、一六四一の一三、一六四一の一五、一六四一の二〇、一六四一の二二、二一五二、字荒津沢山二五七二の二、大字鳥越字権現堂一八五〇、一八五〇の二、一八五一の一、一八五一の二、最上郡最上町大字大堀字湯向八四四の一から八四四の三まで、八五九の九、一一七五、一一七六、一一八五、一一八五の一から一一八五の三まで、一一八六、一一八六の一、一一八六の二、一一九二の一、一一九三、一一九三の一、一一九四、一二〇一、一二〇二、一二〇七、一二〇七の一から一二〇七の五まで、一二〇八、一二四一、一二四九、一二五八、一二六七の二、一二六七の五、一二七八の二から一二七八の五まで、一二八八の一、一二八八の二、一二九一、大字志茂字小横川山一六〇一の五、一九六二の一四から一九六二の三四まで、大蔵村大字清水字大釘峯三〇五六の六、五〇三六の二、字桜峠五七〇六の九、大字南山字寒風田四三三の四、四三三の八（次の図に示す部分に限る。）、四三三の九、四三三の一三、四三三の三五、四四〇の七七、四四〇の七九、四四〇の八〇、四四〇の九〇、四四〇の九一、四四〇の一〇四、四四〇の一〇五、四四〇の一一〇、四四〇の一一一、四四〇の一四二、四四〇の一四三、四四〇の一四五、四四〇の一五二から四四〇の一五五まで、四四〇の一六五から四四〇の一六七まで、七〇一の二、七〇一の三、鮭川村大字川口字泉川浦山二七二四、二七二八の一、二七二九の二、二七三一の二、二七三七の三、二七三九の二、二七四二、大字中渡字水上沢一三四二、一三四八、一八二六、一八三八、二一一五の一、二一二一、二一二二、字鷹ノ巣沢二一〇の五〇、二一一〇の五九、二一一〇の六〇、字中渡一九の一、一二七、一三〇の一、一三六の二、一三七の一、一三八の一から一三八の四まで、一三九、二七三の二、九六八、九六九、一五八八、一六三二、一六三三、一六三四の二、一六三五、一六三七、一六三八、一六四一、一六四二、一六九五（次の図に示す部分に限る。）、字前林九七一の一、九七二、九七三の一、一六七二、一六七三、一六七五、一六七六、一六七八（次の図に示す部分に限る。）、一八八一の一、一六八一の二、一六八三の一から一六八三の三まで、一六八五の一、一六八五の二、一六八七の一、二六九二の二、一六九三、一六九七の四、一六九八の一、一七〇三の一、一七〇三の二、二一一三（次の図に示す部分に限る。）、字八石二〇六九の一、二〇六九の二一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに新庄市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第三百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市東大和田二丁目三八二五番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月五日

○近畿地方整備局告示第二百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　敦賀都市計画道路事業三・四・十二号岡山松陵線

三　事業施行期間　自平成二十四年十一月五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福井県敦賀市若葉町一丁目、若葉町二丁目、若葉町三丁目、金山七十八号西外鳥、金山七十九号東外鳥、金山八十号野畑及び市野々十九号外鳥居地内

使用の部分　なし